

令和7年分

自主申告をめざす 建設労働者の税知識

税金説明会用テキスト

岡山県建設労働組合
税金対策部

確定申告

確定申告とは、1月1日～12月31日までの1年間の収支を「確定」させ、国（税務署）へ「申告」することです。

令和7年分の所得税、消費税の確定申告が2月16日（月）から始まります。申告・納付の期限は下記の通りです。

	申告期限および納付期限	振替納税
所得税 (復興特別所得税含む)	3月16日（月） (延納(2回払い)する場合、2回目は 6月1日（月）まで)	4月23日（木）
消費税	3月31日（火）	4月30日（木）

令和7年分申告の主な変更点

①基礎控除引き上げ

基礎控除が10万円引き上げられ、48万円から58万円となりました。合計所得金額に応じて加算があり、58万円～95万円の範囲で控除されます。加算額については所得132万円超の場合は令和7・8年の暫定的措置で、令和9年以降は58万円となります。また、所得132万円以下の場合は令和9年以降も95万円の基礎控除額となります。所得2,350万円超の場合の控除額に改正はありません。

本人の合計所得	基礎控除額		
	令和6年以前	令和7・8年	令和9年以降
132万円以下	48万円	95万円	
132万円超 336万円以下		88万円	58万円
336万円超 489万円以下		68万円	
489万円超 655万円以下		63万円	
655万円超 2,350万円以下		58万円	
2,350万円超 2,400万円以下		48万円	48万円
2,400万円超 2,450万円以下		32万円	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	16万円	16万円
2,500万円超	0円	0円	0円

②給与所得控除の引き上げ

給与所得控除額の最低補償額が55万円から65万円に引き上げられました。基礎控除

の引き上げと合わせ、本人の所得税納税の 103 万円の壁が 160 万円に引き上がったこととなります。(住民税の壁は 100 万円→110 万円)

給与収入金額（給与所得の源泉徴収票の支払金額）	給与所得控除額	
	令和 6 年以前	令和 7 年以降
190 万円以下	55 万円	65 万円
190 万円超 360 万円以下	収入金額×30%+8 万円	
360 万円超 660 万円以下	収入金額×20%+44 万円	
660 万円超 850 万円以下	収入金額×10%+110 万円	
850 万円超	195 万円	

③配偶者控除、扶養控除等の所得要件緩和

配偶者控除や扶養控除など各種控除の適用を受ける場合における所得要件が 10 万円引き上げられました。申告者本人が受けられる控除額に変更はありません。

扶養親族などの区分	所得要件（収入が給与のみの場合の収入金額）	
	令和 6 年以前	令和 7 年以降
扶養親族	48 万円以下 (103 万円以下)	58 万円以下 (123 万円以下)
同一生計配偶者		
ひとり親の生計を一にする子		
配偶者特別控除の対象となる配偶者	48 万円超 133 万円以下 (103 万円超~201 万 5,999 円以下)	58 万円超 133 万円以下 (123 万円超~201 万 5,999 円以下)

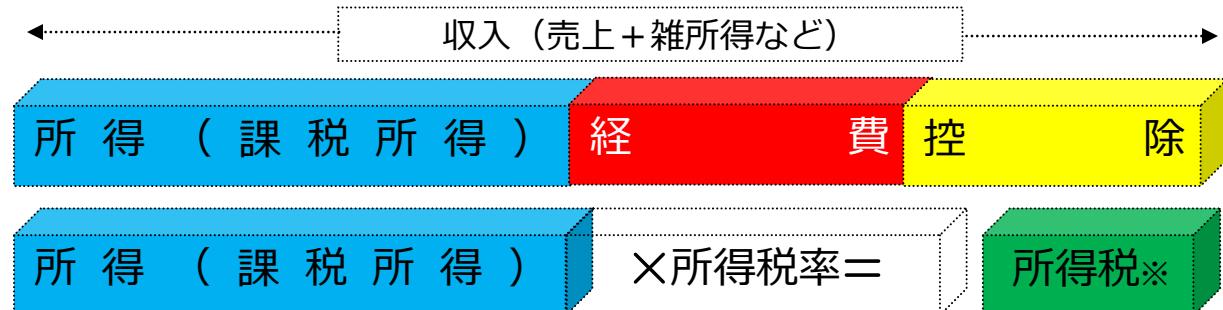
④特定親族特別控除の創設

合計所得 58 万円超 123 万円以下の 19 歳以上 23 歳未満の子供(H15.1.2~H19.1.1 生)に対して特定親族特別控除が創設されました。従来は基準額を 1 円でも超えると控除が 0 円でしたが、所得額に応じ段階的に控除が受けられるようになりました。

子の所得要件	(収入が給与のみの場合の収入金額)	控除額
58 万円超 85 万円以下	(123 万円超 150 万円以下)	63 万円
85 万円超 90 万円以下	(150 万円超 155 万円以下)	61 万円
90 万円超 95 万円以下	(155 万円超 160 万円以下)	51 万円
95 万円超 100 万円以下	(160 万円超 165 万円以下)	41 万円
100 万円超 105 万円以下	(165 万円超 170 万円以下)	31 万円
105 万円超 110 万円以下	(170 万円超 175 万円以下)	21 万円
110 万円超 115 万円以下	(175 万円超 180 万円以下)	11 万円
115 万円超 120 万円以下	(180 万円超 185 万円以下)	6 万円
120 万円超 123 万円以下	(185 万円超 188 万円以下)	3 万円

所得税の計算

所得税は、収入から、経費・控除を差し引いた所得金額をもとに計算を行います。



※実際の納税額は所得税額に復興特別所得税が加算された金額になります。

1. 建設業の事業所得の計算

(1) 売 上 (工事収入+自家消費+雑収入)

①工事収入

工事収入（売上）は、原則「発生主義」で計上します。

建設業は「工事代金を受け取る権利」が発生した時点で売上計上します。つまり、令和7年内に完成させ、引き渡した工事代金は全て売上とし、工事代金を受け取っていない場合でも、受け取ったものとして売上に計上します。

反対に、未完成工事は、工事代金を受け取っていても、売上に計上しません。

②自家消費

仕入れ材料を自宅の増改築・修繕等に使用した場合などは、使用分を計上します。

③雑収入

取引先からの紹介料などは雑収入として計上します。

(2) 経 費 (工事原価+一般経費)

①工事原価

工事原価（材料費、外注費、労務費、現場諸経費）も完成工事基準です。

令和7年内に完成、引き渡した工事分の工事原価を経費計上します。完成工事分の工事原価は、まだ支払っていない分も、支払ったことにして経費に計上します。ただし、未完成工事分の工事原価は、支払いを済ませていても経費にできません。

また、年末、倉庫などに未使用の材料が残っている場合、残っている材料の仕入金額もその年の経費に計上できません。

工事原価	材 料 費	木材、資材など、施工に要した原材料の代金
	外 注 費	内装、電気、配管工事（協力業者）など外部依頼費用
	労 務 費	従業員、アルバイトなどへの賃金
	現 場 経 費	工事現場の電気、水道などの諸経費

②一般経費

工事原価以外は一般経費として年間費やした金額を計上します。事業を行う上で必要な費用が該当します。以下は主な経費です。

科 目	概 要
地 代 家 賃	事業用の土地・建物・駐車場（月極）などの借用料
利子割引料	事業用借入金の利子(借入金元本は不可)、手形割引料
租 稅 公 課	収入印紙、個人事業税、消費税、事業で使用している土地・建物の固定資産税 ※所得税、住民税等は対象外
水道光熱費	事務所や作業場の水道・電気・ガスの料金
旅費交通費	高速道路などの通行料金、駐車料金
通 信 費	電話（携帯電話、固定電話）、切手、はがき、インターネット
接待交際費	取引先などへの接待、中元、歳暮、慶弔見舞金
保 険 料	事務所・事業車両などを対象にした火災・損害保険料
修 繕 費	事業用の設備、機械、工具等の修繕・点検費用
消 耗 品 費	購入価格が10万円未満の備品 ※10万円以上の場合、事業用資産として減価償却費の対象
車両関係費	事業用車両の車検、定期点検、修理代、燃料代、自賠責・任意保険料など
福利厚生費	従業員に対する保険料、慰安費用(弁当・飲料水など)
支 払 手 数 料	振込手数料、リベートの支払費用など
諸 会 費	組合費（建労の本部費、支部費など）、商工会、研修会などの会費、協力業者に支払う安全協力会費など ※建設国保と労災特別加入の保険料は社会保険料控除に該当するので経費には含めない。
リース料	事務機器・足場などの賃借料
雜 費	上記の科目に該当しない費用

○按分経費について

自宅を事務所兼用としている方は、水道光熱費や電話代、固定資産税などを按分して事業での使用分のみを経費にします。1日に占める仕事時間や作業スペースの専有面積などをもとに事業用と個人用に按分します。

2. 事業所得以外の所得について

事業所得以外にも給与所得、不動産所得、雑所得など種類があります。事業所得以外に収入がある場合は合算して税額計算をしなくてはいけません。

(1) 雜所得

①公的年金等

国民年金、厚生年金、国民年金基金などは、雑所得（公的年金等）に該当します。複数の公的年金を受け取った場合は、全てを合計します。所得控除額は、年齢や受け取った年金額によって変わります。（⇒公的年金等所得控除）

$$\boxed{\text{公的年金等の総額}} - \boxed{\text{公的年金等所得控除}} = \boxed{\text{公的年金等の雑所得}}$$

※公的年金等所得控除は、65歳未満が最低60万円、65歳以上が最低110万円あるため、年金収入がそれ以下の方は、公的年金所得はゼロになります。

②その他

生命保険会社などからの個人年金は雑所得（その他）に該当します。その場合、受取金額から支払った保険料を差し引いて所得を計算します。

個人年金以外に、uberなどの収入などがある場合もその他の雑所得に該当します。

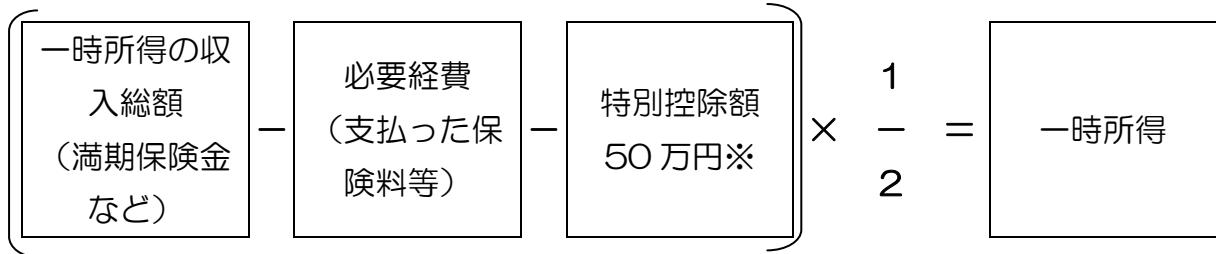
$$\boxed{\text{雑所得の収入総額}} - \boxed{\text{必要経費}} = \boxed{\text{その他の雑所得}}$$

（受取年金総額等）
（支払った保険料等）

(2) 一時所得

生命保険会社から満期（あるいは解約）に伴い受け取った保険金などは、一時所得に該当します。複数ある場合全ての受取金を合計します。

なお、入通院や手術を受けて給付された入院・手術保険金や労災保険の休業保障、傷病手当金等は収入ではないため所得として扱いません。



※特別控除額は、50万円が最高限度額です。なお、特別控除は一時所得が生じた取引ごとではなく、一時所得全体に対するものとして扱います。

3. 所得控除の計算

所得控除とは、所得金額から差し引く（控除する）ことができるものです。

所得控除は下表のとおりです。

所得控除の種類		
①社会保険料控除	②小規模企業共済等掛金控除	③生命保険料控除
④地震保険料控除	⑤寡婦、ひとり親控除	⑥勤労学生控除
⑦障害者控除	⑧配偶者控除※1	⑨配偶者特別控除
⑩扶養控除	⑪基礎控除	⑫雑損控除
⑬医療費控除	⑭寄付金控除	⑮特定親族特別控除

※1 配偶者・配偶者特別控除は、白色専従者控除（青色専従者給与）と合わせて適用することはできません。

4. 課税対象所得の計算

課税対象所得とは、所得税を計算する基になるもので、それぞれの所得を合計した合計所得金額から、所得控除の合計を差し引いたものです。

$$\text{すべての所得金額の合計} - \text{所得控除額合計} = \text{課税対象所得}$$

5. 所得税の計算

所得税額は、課税対象所得を次記の税率表に当てはめて計算します。

Ⓐ課税対象所得金額（1,000円未満は切り捨て）	Ⓑ税率	Ⓒ税額控除額
1,950,000 円未満	5%	0 円
1,950,000 円以上から 3,300,000 円未満	10%	97,500 円
3,300,000 円以上から 6,950,000 円未満	20%	427,500 円
6,950,000 円以上から 9,000,000 円未満	23%	636,000 円
9,000,000 円以上から 18,000,000 円未満	33%	1,536,000 円
18,000,000 円以上から 40,000,000 円未満	40%	2,796,000 円
40,000,000 円以上	45%	4,796,000 円

6. 納付する所得税の計算

令和19年まで復興特別所得税を併せて納付することになっています。基準所得税額に2.1%を乗じたものが復興特別所得税額です。

$$\boxed{\textcircled{A}} \times \boxed{\textcircled{B}} - \boxed{\textcircled{C}} = \boxed{\text{所得税額}}$$

$$\boxed{\text{所得税額}} \times \boxed{0.021} = \boxed{\text{復興特別所得税額}}$$

$$\boxed{\text{所得税額}} + \boxed{\text{復興特別所得税額}} = \boxed{\text{納付税額}}$$

消費税について

1. インボイス制度

令和5年10月1日からインボイス制度（適格請求書等保存方式）が導入されました。仕入税額控除の要件として「インボイスの保存」が必須となるため、本則課税の事業者は、取引先から受領した請求書がインボイスでない場合、仕入税額控除ができません。

ただし、制度開始から6年間は下記表の通りインボイス以外の請求書等を保存していくても一定割合を仕入税額控除できる経過措置が設けられています。令和8年10月以降は控除可能割合が変更となるため、令和8年分についてはインボイスとインボイス以外を区分の上、9月30までと10月1日以降を分けておかなければなりません。

R5.10.1	R8.10.1	R11.10.1
3年間 免税事業者からの課税仕入れにつき80%控除可能	3年間 免税事業者からの課税仕入れにつき50%控除可能	控除不可

※令和8年度税制改正大綱により、令和8年10月1日～令和10年9月30日までは70%控除、令和10年10月1日～令和12年9月30日までが50%、令和12年10月1日～令和13年9月30日までは30%とする方針が提出されています。

(1) インボイス（適格請求書）とは

以下が記載されている請求書等のことです。

- ①発行者の氏名など
- ②取引年月日
- ③取引内容
- ④取引金額
- ⑤受取者の氏名など
- ⑥軽減税率対象である旨（取引があれば）
- ⑦税率ごとの合計額
- ⑧税率ごとの消費税額
- ⑨登録番号

請求書		
B 工務店御中		令和5年10月31日
10月分 77,000円（税込）		
日付	内容	金額
10/2	C 邸工事	77,000円
合計		77,000円
10%対象 70,000円（消費税 7,000円）		
A 建設		
⑨	T1234567890123	

(2) 登録番号について

インボイス（適格請求書）には「登録番号」が必須です。「適格請求書発行事業者の

「登録申請書」をインボイス登録センター提出し、承認されると通知書にて登録番号（T+13ケタの数字）が届きます。免税事業者が登録を受けようとする場合、登録後、課税事業者となります。

(3) 請求書の保存と記帳について

本則課税の事業者は実際に受け取った消費税額から支払った消費税額を差し引くため、正確な消費税額が必要です。そのためインボイスとそれ以外の請求書を区分して記帳・保存する必要があります。（2割特例、簡易課税の事業者は売上税額より消費税額を計算するため、保存する請求書はインボイスでなくてもよい）

2. 消費税の課税・免税基準

消費税の確定申告は原則2年前の事業収入が基準

① 基準期間（令和5年）の事業収入が1,000万円超

課税事業者です。令和7年分の事業収入で計算し消費税納付を行います。

② 基準期間（令和5年）の事業収入が1,000万円以下

免税事業者です。令和7年分については、消費税納付は免除されます。ただし、インボイスの登録事業者となっている場合は登録日以降について消費税納付が必要です。なお、2割特例が選択可能です。

令和5年1月1日 ～12月31日	令和6年1月1日 ～12月31日	令和7年1月1日 ～12月31日
← 基準期間 →		← 課税期間 →
① 1,000万円超	→ 申告は必要（課税）	
② 1,000万円以下	→ 申告は免除（免税）	
②だがインボイス 登録事業者となった場合 (R6年に登録)		→ 申告は必要（課税）
②だがインボイス 登録事業者となった場合 (令和7年に登録の場合)		→ 申告は必要（課税） (登録日から令和7年12月31日 までの課税売上に対し申告)
※基準期間の事業収入は消費税課税事業者の場合は税抜き1,000万円、免税事業者の場合は税込み1,000万円で判定します。		

申告方法

消費税は課税売上分の消費税から、課税仕入分の消費税を差し引いて計算します。これを**仕入税額控除といいます。**

ただし、計算方法は、「一般（本則）課税」と「簡易課税」の2通りがあり、申告方法が少し異なります。

(1) 一般（本則）課税

消費税の仕組みの原則的な計算方法です。売上分の消費税から、経費分の消費税実額を差し引いて納付税額を計算します。

受け取った消費税額は完成工事基準に基づき計算しますが、差し引く消費税額は完成工事基準ではなく、年間支払った（未払いも含む）経費全額を基に計算します。

$$\boxed{\text{売上分の消費税}} - \boxed{\text{経費分の消費税※}} = \boxed{\text{消費税の納税額}}$$

※経費分の消費税を差し引くためにはインボイスの保存が必須となります。インボイス以外の請求書については、経過措置が適用可能です。

(2) 簡易課税

基準期間（2年前）の課税売上が5,000万円以下で、事前に「簡易課税制度選択届出書」（第24号様式）を提出している事業者が受けられる特例です。

売上分の消費税額から、売上分の消費税にみなし仕入率を掛けたものを経費分の消費税としてみなし、その金額を差し引いて納税額を計算します。

課税売上高だけで税額を算出できる利点があります。ただし、実際に支払った経費分の消費税が売上分の消費税を上回っても還付はありません。また、一度簡易課税を選択した場合、2年間は変更できません。

$$\boxed{\text{売上分の消費税}} - \left(\boxed{\text{売上分消費税}} \times \boxed{\text{みなし仕入れ率}} \right) = \boxed{\text{消費税の納税額}}$$

第3種 …… 建設業（材料持ち工事）、農業（小作料）=70%

第4種 …… 建設業（手間請け工事、解体工事等）=60%

※農業などで軽減税率対象品目（食料品）の売上については、みなし仕入れ率 80%。

(3) 選択の目安

一般課税か簡易課税どちらを選ぶかは、以下の点に留意して選択します。

- ① 簡易課税のみなし仕入率を参考 （例）建設業（材料持ちの仕事の場合）

- ・消費税が課税されている経費が70%以下 → 簡易課税制度
- ・消費税が課税されている経費が70%超 → 一般課税制度

一般課税と簡易課税どちらが得か

○経費率60%：[売上高1,100万円（税込）、経費660万円（税込）、建設業（第3種）]

$$\boxed{\text{一般課税}} \Rightarrow (1,000\text{万円} \times 10\%) - (600\text{万円} \times 10\%) = 40\text{万円}$$

$$\boxed{\text{簡易課税}} \Rightarrow (1,000\text{万円} \times 10\%) - (100\text{万円} \times 70\%) = 30\text{万円} \rightarrow \text{得}$$

○経費率80%：[売上高1,100万円（税込）、経費880万円（税込）、建設業（第3種）]

$$\boxed{\text{一般課税}} \Rightarrow (1,000\text{万円} \times 10\%) - (800\text{万円} \times 10\%) = 20\text{万円} \rightarrow \text{得}$$

$$\boxed{\text{簡易課税}} \Rightarrow (1,000\text{万円} \times 10\%) - (100\text{万円} \times 70\%) = 30\text{万円}$$

② 帳簿類の整理

経費の中には、消費税が課税される経費と課税されない経費（非課税経費）があります。一般課税で申告する際は、これらを明確に区分しなければなりません。経費を明確に区分できない状態で一般課税を選択し、税務調査で指摘された場合、差し引く消費税額が認められないことがあります。

③ インボイスの保存

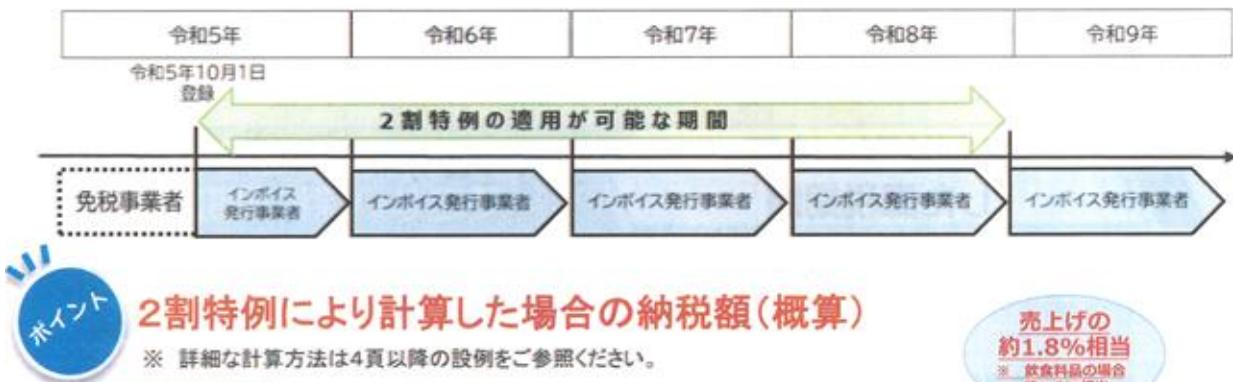
本則課税の事業者が仕入税額控除を行う場合、要件として記帳に加え「インボイスの保存」が求められます。保存している請求書等がインボイスで無かった場合、消費税納税額を計算する際の経費にすることができません。なお6年間はインボイス以外でも一部経費にできる経過措置がありますが、記帳の際にインボイス分かそれ以外かを区分しておかなくてはなりません。

※免税事業者だった方は2割特例（令和5年10月1日～令和8年分）

インボイス事業者として登録をすることにより、免税事業者から課税事業者となった場合の負担軽減策として、消費税納税額を売上税額の2割に軽減する措置が設けられています。個人事業者が適用可能な期間は令和8年分までとなります。この特例は本則課税、簡易課税のどちらの事業者でも選択でき、事前に税務署等への届出は不要です。ただし、基準期間（2年前）の課税売上高が1,000万円を超えている場合は適用できません。

選択する際は消費税申告書の第一表「税額控除に係る経過措置の適用（2割特例）」の欄に○を付けてください。簡易課税の様に3種、4種を区分する必要もなく、収入を把握すると納税額が算出できるため事務負担も軽減されます。

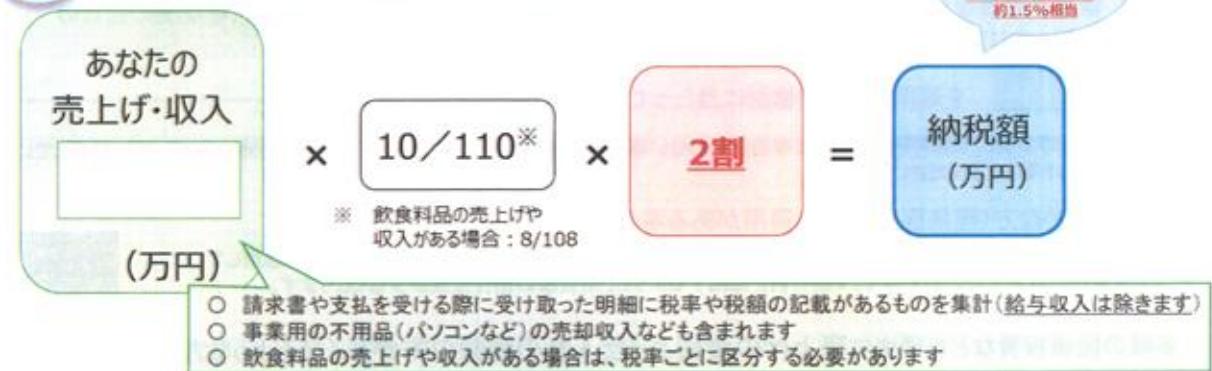
(個人事業者又は12月決算法人の例)



ポイント

2割特例により計算した場合の納税額(概算)

※ 詳細な計算方法は4頁以降の設例をご参照ください。



売上げの
約1.8%相当
※ 飲食料品の場合
約1.5%相当

例) 手間請けのみを行う一人親方で、売上550万円（消費税50万円）、経費220万円（消費税20万円）の場合

- ①本則課税 $50\text{万円} - 20\text{万円} = 30\text{万円}$ が納税額
- ②簡易課税 $50\text{万円} - 50\text{万円} \times 6\text{割} = 20\text{万円}$ が納税額
- ③2割特例 $50\text{万円} \times 2\text{割} = 10\text{万円}$ が納税額 となります

※令和8年税制改正大綱で、個人事業者のみ、令和9年1月から令和10年12月末までの2年間は3割特例とする方針が提出されています。

3. 消費税に関する届出書

課税事業者になる場合も免税事業者になる場合も税務署へ届出の提出が必要です。またインボイスの登録事業者を希望する場合、免税・課税問わず届出が必要です。

- ①免税事業者から課税事業者へなる場合「消費税課税事業者届出書」（第3号様式）
- ②課税事業者から免税事業者へなる場合「消費税納税義務者でなくなった旨の届出書」（第5号様式）
- ③インボイス発行事業者となる場合「適格請求書発行事業者の登録申請書」
- ④インボイス登録事業者をやめるとき「適格請求書発行事業者の登録の取消を求める旨の届出書」
- ⑤簡易課税を選択する場合「簡易課税制度選択届出書」
- ⑥簡易課税をやめるとき「簡易課税制度選択不適用届出」

●簡易課税制度選択届出書提出の特例

簡易課税制度は適用を受けようとする課税期間初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出しなければなりませんが、免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの属する課税期間にインボイス登録を受け課税事業者となる場合、その課税期間中に届出書を提出すればその課税期間から適用することができます。

【例：個人事業者が3年間の経過措置期間が終了する翌課税期間において、簡易課税制度を適用する場合】



(1) インボイスに関わる税制改正について

①一定規模以下の事業者に対する事務負担軽減措置（少額特例）

令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間、一回の取引の課税仕入の金額が税込1万円未満であるものについては、一定の事項を記載した帳簿のみを保存することで、インボイスの保存がなくても仕入税額控除が可能です。基準期間（2年前）の課税売上高が1億円以下（または特定期間における課税売上高が5,000万円以下）の事業者が対象です。※特定期間…個人事業者の場合、前年1月から6月の期間。

例① 12月3日に5,000円の商品を購入し、12月10日に7,000円の商品を購入。

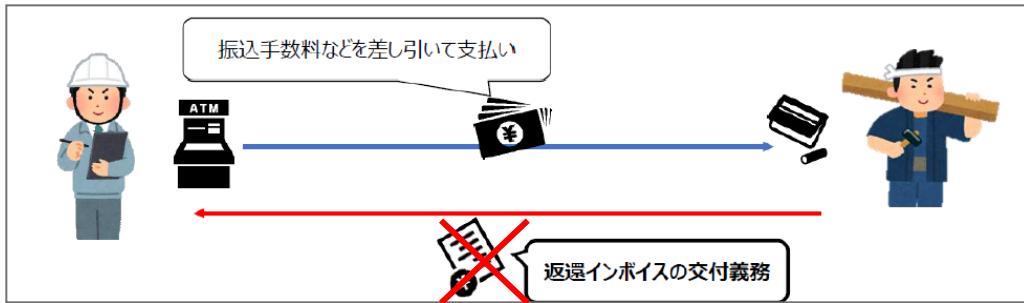
→インボイス不要。（それぞれが税込10,000円未満の取引であるため）

例② 5,000円と7,000円の商品（12,000円）を同時に購入。

→インボイスが必要（税込10,000円以上の取引となるため）

②少額な返還インボイスの交付義務免除

インボイス発行事業者が返品や値引きなど、売上の返還を行った場合には、返還インボイスの交付義務があるが、税込1万円未満の場合交付義務が免除されます。全ての事業者が対象で、適用期限はありません。



③インボイス発行事業者の登録制度見直し

免税事業者が登録を受ける場合、提出日から15日以降の登録希望日を登録申請書に記載することで登録希望日から登録が受けられます。

翌課税期間の初日から登録を取りやめる場合の「取消届出書」の提出期限についても取りやめる課税期間の初日から起算して15日前の日に変更されました。ただし、課税期間途中での取り消しはできません。

4. 記帳・帳簿保存の義務について

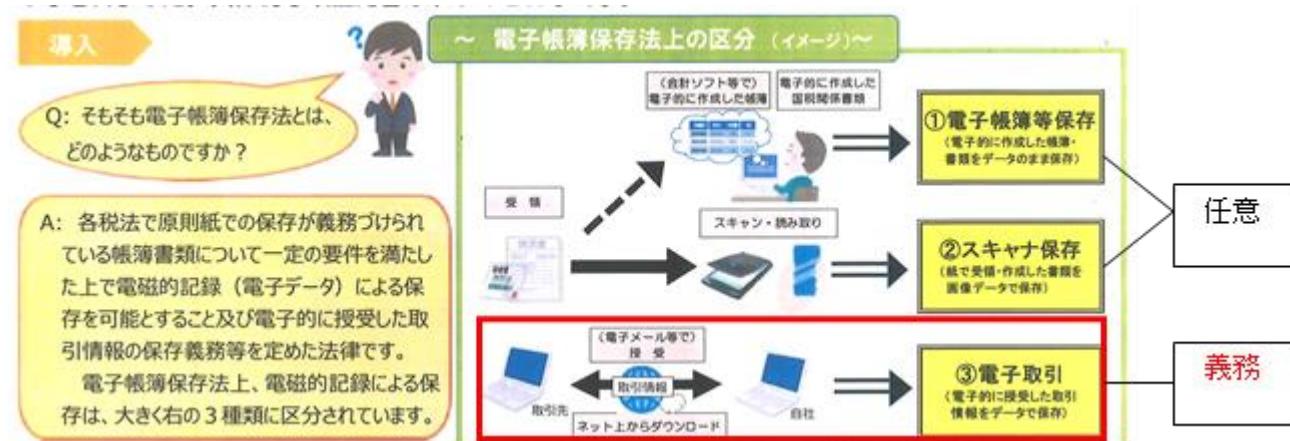
平成26年以降、全事業者に記帳・帳簿の保存が義務づけられています。保存期間は以下のとおりです。

帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法廷帳簿）	7年
//	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表、その他の書類など	5年
//	業務に関して作成又は受領した請求書、領収書など	5年

5. 改正電子帳簿保存法（電子取引）について

(1) 電子帳簿保存法の改正について

電子帳簿保存法とは「税務関係帳簿書類のデータ保存を可能とするもの」で大きく分けて3つありますが、その中で全ての事業者が対応しなくてはならないのは③電子取引のデータ保存です。



(2) 電子取引のデータ保存義務化

令和6年1月以降は全ての事業者が電子取引で受け取った領収証や請求書等は紙ではなくデータのまま保存することが義務づけられます。

また、該当の電子取引は一定のルールの下でデータを保存しなくてはならず、受け取った場合だけでなく、送った場合にもデータのまま保存します。ファイル形式は問いません。あくまで電子取引が対象であり、紙で受け取った請求書などをスキャンしデータ化しなければならないわけではありません。

(3) 電子取引とは

一般的な電子取引の例としては、PDFデータにした請求書を電子メールに添付してやり取りを行うケースやAmazon等から商品購入するようなケースです。

【電子取引に該当すると考えられる取引】

- | |
|--|
| ① 電子メールにより請求書や領収書等のデータ（PDFファイル等）を受領 |
| ② インターネットのホームページからダウンロードした請求書や領収書等のデータ（PDFファイル等）又はホームページ上に表示される請求書や領収書等のスクリーンショットを利用 |
| ③ 電子請求書や電子領収書の授受に係るクラウドサービスを利用 |
| ④ クレジットカードの利用明細データ、交通系ICカードによる支払データ、スマートフォンアプリによる決済データ等を活用したクラウドサービスを利用 |
| ⑤ 特定の取引に係るEDIシステムを利用 |
| ⑥ ペーパーレス化されたFAX機能を持つ複合機を利用 |
| ⑦ 請求書や領収書等のデータをDVD等の記録媒体を介して受領 |

（国税庁 電子帳簿保存法一問一答「電子取引関係」問4）

(4) 電子取引データ保存の一定のルール

原則、電子取引データを保存する際には「真実性」と「可視性」のそれぞれの要件を確保する必要があります。

具体的には「真実性の確保」は、保存されたデータが改ざんされていないことを示すものです。「可視性の確保」は検索できるようにしたうえで、速やかにデータを取り出せるようにしておく必要があります。（以下の表を参照）

真実性の要件	以下①～④のいずれかを行う
	タイムスタンプが付されたデータを授受する。
	取引情報の授受後、速やかにタイムスタンプを付与する。
	データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム、または訂正削除ができないシステムを利用する。
	訂正・削除の防止に関する事務処理規程を策定。備え付けて運用する。

可 視 性 の 要 件	以下の <u>全て</u> の検索機能を確保する
	・取引年月日、金額、取引先により検索できること。
	・日付または金額の範囲指定により検索できること。
	・2つ以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること。
	保存場所にパソコンやプリンター等を備え付け、画面、書面に速やかに出力できるようにしておき、システムの概要書を備え付ける。

※可視性の要件の一つ「検索機能の確保」については、売上高5,000万円以下の事業者または、5,000万円以上の事業者であっても電子取引を印刷した書面を取り年月日、その他日付および取引先ごとに整理された状態で提示・提出することができるようしている場合は検索機能の確保は不要となりました。

ただし、いざれも税務調査の際に「電子取引データのダウンロードの求め」に応じることができるようにしておかなければなりません。

(5) 電子データ保存義務の猶予措置について

以下に該当する事業者は猶予措置として、電子取引データを単に保存しておくことができるとされています。猶予措置の対象者は改ざん防止や検索機能の確保は不要となります。電子取引はデータのまま保存し、求められた際に速やかに書面、もしくはデータを提出できるようにしておかなければなりません。

緩和措置	対象
検索機能の確保が免除される	<ul style="list-style-type: none"> ・基準期間の売上が5,000万円以下の事業者 ・税務調査等で電子取引データのダウンロードの求めに応じることができるようとした上で、整理された状態で書面に出力し提示・提出できるようにしていること
電子データの保存時に満たす保存要件の免除	<ul style="list-style-type: none"> ・所轄税務署長が要件を満たす形で電子取引のデータ保存ができるない相当な理由があると認めた事業者（相当な理由があるとして認められるとはデータ保存は可能だが、システムなど社内の整備が間に合わない、人出不足など環境が整っていない事情がある場合）事前申請などは必要ないとされている。 ・税務調査などの際電子データのダウンロードの求めと、データを印刷した書面の提示および、提出の求めにそれぞれ応じられること